

令和7年度下野市地域包括支援センター運営方針について

地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進の包括的な支援を目的として、包括的支援事業等を担当圏域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項により設置される。センターは厚生労働省が定めるところにより法人等への委託が可能であるが、その運営は公平・中立な立場で市町村施策との一体性を保つ必要があることから、介護保険法第115条の47第1項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、委託型センターの運営方針について下記のとおり示す。

記

1. 地域包括ケアシステムの構築について

地域包括ケアシステムは、介護・医療・生活支援・介護予防・住まいを切れ目なく一体的かつ柔軟に組み合わせて提供する仕組みを日常生活圏域単位で構築していく必要があり、センターはその中核機関としての役割を担う。また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）においても、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する重層的支援体制の一端を担う相談支援機関として位置づけられることから、自らが解決に資する支援等を行うことが困難な生活課題を把握した際に適切な機関につなげるため、市の担当部署や社会福祉協議会等公的機関との連携体制の構築に努める。

2. 地域のニーズに応じ重点的に行うべき業務について

センターは、総合相談支援業務を円滑に遂行するため、当事者・関係者の立場を十分に理解した上で個別訪問や親族・近隣住民等からの情報収集、関係者・関係機関との連携を通じ高齢者の心身状態や生活状況の実態把握に努め、必要に応じ市が実施する事業や福祉サービス利用に係る申請手続等の支援を行う。また、実態把握を通じ得られた担当圏域内の地域課題の解決に向け、地域ケア会議等を通じ市及び関係機関と情報共有し連携を図る。

3. 関係者、関係機関とのネットワーク構築について

センターは、保健・福祉・医療サービスやボランティア活動その他インフォーマルサービスを含め多様な社会資源が担当圏域で活用されるよう、地域ケア会議をはじめあらゆる機会を通じ、介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア団体等関係者、関係機関とのネットワークの構築に努める。

4. 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）について

第1号介護予防支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業であるとともに包括的支援事業として実施し、施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（基本チェックリスト）に該当する第1号被保険者、居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業（従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。）を利用する者（継続利用要介護者）のほか、居宅要支援被保険者も一体的に対象とする。センターは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者自身が介護予防に取り組むための支援を行うとともに高齢者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に事業を実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援について

介護支援専門員・主治医・関係機関等の連携や在宅と施設の連携など、多職種相互の連携により個々の高齢者等の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントについて、センターは、「3. 関係者、関係機関とのネットワーク構築について」に基づき整えられた関係者・関係機関との連携体制を活用して介護支援専門員への支援を行う。また、センターは、介護支援専門員が適切なケアマネジメントを実践できるよう関係構築に努め、相談しやすい体制を整え日常的個別指導・助言を行う。

6. 地域ケア会議について

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のため、センターは、個別ケースを検討する地域ケア個別会議を主催する。また、自立支援型地域ケア会議を活用して介護支援専門員が抱える困難事例等に対する助言・検討の機会を確保し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援を行い、担当圏域で不足している社会資源の把握や周知に努める。

7. 市との連携について

センターは、地域包括ケアシステムにおける中核機関として市の計画や施策を理解の上、地域支援事業をはじめ市が実施する各事業について必要に応じ参画・協力する。事業への参画・協力については、市及び他のセンターと連絡調整を行う会議を通じ協議する。また、高齢者の相談や実態把握を通じ得られた課題について、高齢者福祉及び障がい者福祉、生活保護、成人保健、消費生活、災害対策等市の関係部署と連携を図り効果的な支援に繋げる。なお、複雑化・複合化した課題については、社会福祉法第106条の4第2項に基づく重層的支援体制整備事業における多機関協働事業等に参画の上支援に繋げる。

8. 公正・中立性の確保について

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的機関として日頃より公正かつ中立の立場を確保する。